

中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、 日本政府に必要措置を講ずることを求める意見書

中華人民共和国（以下「中国」という。）政府による、新疆ウイグル自治区、チベット自治区といった少数民族に対する人権侵害行為や、香港における民主運動家への弾圧行為に対し、国際社会から非難の声が高まっている。特に、新疆ウイグル自治区では、これまで約三百万人もの人々が「強制収容施設」に連行され、強制的な思想教育や労働、女性への不妊手術など、非人道的な弾圧が続けられているとされ、米国バイデン政権は調査の結果、これを「ジェノサイド（民族大量虐殺）が行われている」との認定に至った。

令和2年（2020年）10月には、国連総会第3委員会ドイツなど39か国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を行い、ウイグル、チベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めている。また、本年2月3日には、ウイグル人女性が報道機関に対し「新疆ウイグル自治区の収容施設に収容された際、組織的な性的暴行被害があった」と証言した。また、2月5日には、アントニー・ブリンケン米 국무長官が中国政治局員と電話会談を行った際には、米国側は「新疆ウイグル自治区、チベット自治区、香港における人権と民主的な価値観を米国は擁護し続ける」という趣旨の発言をした。この発言は、ドナルド・トランプ前米国大統領政権時のマイク・ポンペオ 국무長官が「中国による新疆ウイグル自治区における少数民族ウイグル族らへの弾圧を国際法上の犯罪となるジェノサイド（民族大量虐殺）と認定する」とした発表の流れを継続する発言である。併せて、英国外相やオーストラリア外相も同様の内容で中国政府を激しく非難しており、大変重大な人権問題として認識されている。

日本政府は、令和2年11月に来日した中国外相に対し、中国政府の透明性のある説明を求め、本年2月には茂木外務大臣が国連人権理事会において「深刻な懸念」を表明したが、各国が「ジェノサイド（民族大量虐殺）」を認定、制裁に踏み切る中、日本はその態度を明確に表明していないのが現実である。

これまで、人権問題に真摯に取り組んできた寒川町議会としては、政府の対応については到底容認できるものではない。よって、国におかれては特に、中国によるウイグル人弾圧について日本政府として調査を実施し、問題が確認された場合は米国、英国をはじめとする関係各国や国際機関と連携し、国際法に基づき基本的人権の尊重、自由や民主主義という国際社会における普遍的価値が確実に保障されるよう、強く働きかけることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月24日

神奈川県高座郡寒川町議会
議長 佐藤 一夫

殿殿殿殿殿
森子偉信充太
理昭義勝敏良
島東藤木田
大山菅加茂武
長長臣官臣臣
議議大長
院院理房大
議議總官務
衆參內內外總